

不当景品類及び不当表示法等の一部を改正する等の法律(概要) 不当景品類及び不当表示法

平成26年6月
消費者庁

I 事業者のコンプライアンス体制の確立

○事業者が講ずるべき表示等の管理上の指針(第7条関係)

・表示等の適正な管理のため必要な体制の整備その他必要な措置等を講じなければならない。

- (事前に事業所管大臣と協議し、消費者委員会の意見を聴取)
 - ⇒ 予見可能性を確保し、事業者内部による管理体制整備を推進
 - ⇒ 事業者の創意工夫は確保し、管理体制の内容や水準は、事業者の規模・業種に配慮
 - ⇒ 事業者が必要な措置を講じていない場合の措置

II 情報提供・連携の確保

○優格消費者団体等への情報提供等(第8条の2関係)

・消費生活協力団体・消費生活協力員※2から不当表示等の情報を提供

- ⇒ 民間にによる問題事案への対処を支援

○関係者(国、地方公共団体、国民生活センター等)相互の密接な連携の確保(第15条関係)

III 監視・指導・態勢の強化

○権限の委任等一国の執行体制の強化(第12条関係)

・消費者庁長官の権限の一部を事業所管大臣等に委任

- ⇒ 「調査権限」

○権限の委任等一部道府県の執行体制の強化(第12条関係)

・消費者庁長官の権限の一部を都道府県知事に付与

- ⇒ 「措置命令権限」
- 「合理的根拠提出要求権限」
- ⇒ 国と地方との密接な連携を確保し、問題事案に的確に対処

IV 課徴金制度の検討等

○課徴金制度導入に関する政府の増量(改正法第4条関係)

・課徴金に係る制度の整備について検討

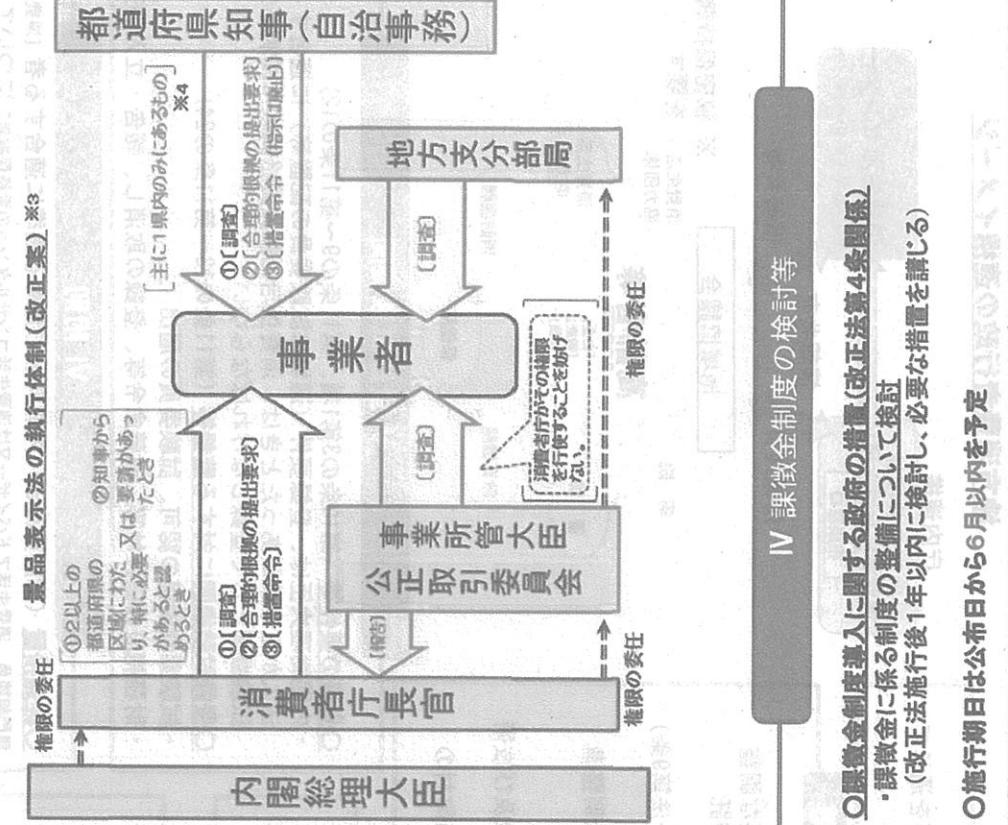
- (改正法施行後1年内に検討し、必要な措置を講じる)

○施行期日は公布日から6月以内を予定

※3

「 」部分は政令で定める事項の例

※4 県域を超える場合には消費者庁が調整を行う。

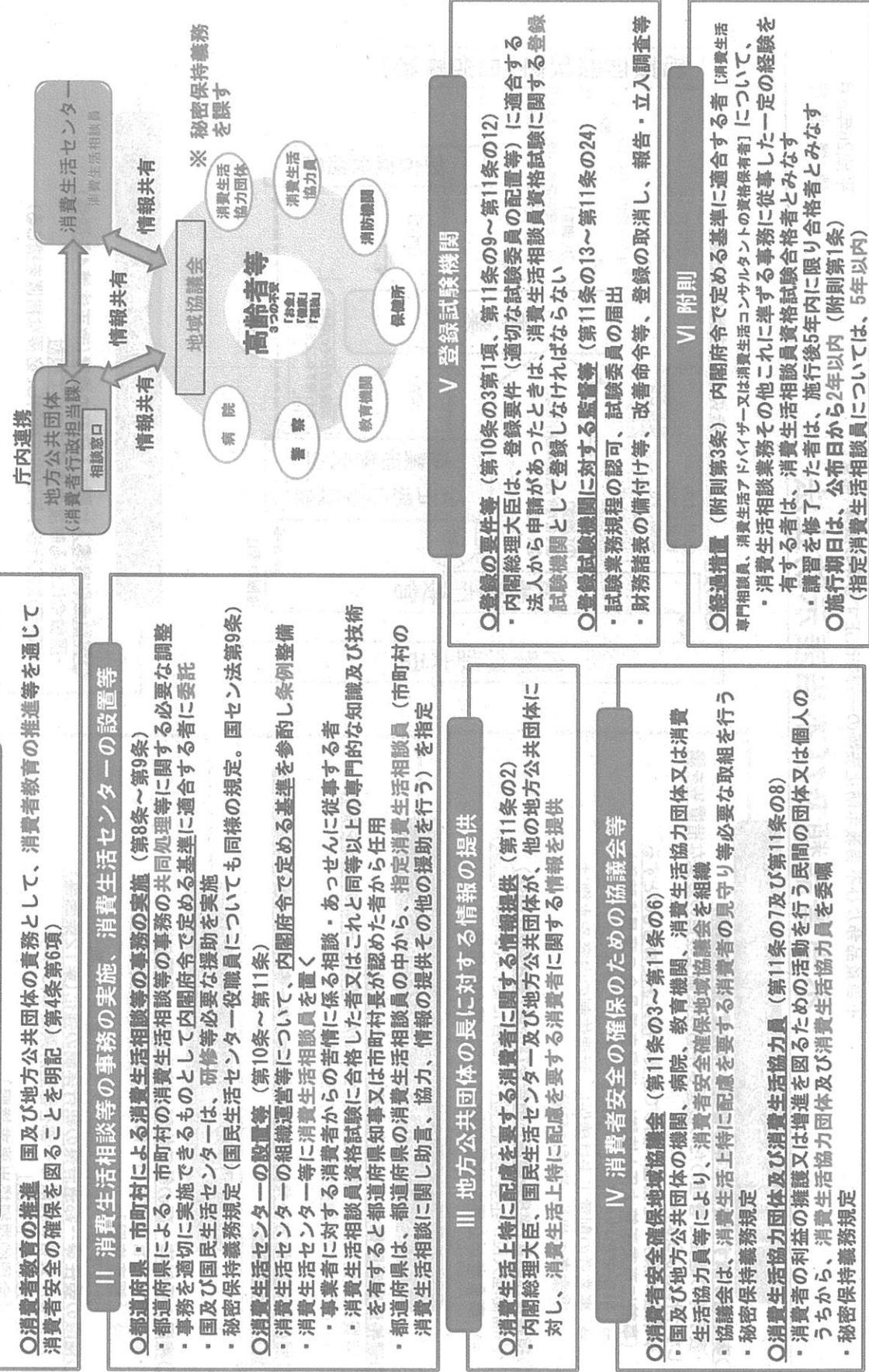


不當景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律(概要)

消費者安全法

平成26年6月
消費者庁

地方消費者行政の連携イメージ



I 総則

- 消費者教育の推進 国及び地方公共団体の責務として、消費者教育の推進等を通じて消費者安全の確保を図ることを明記（第4条第6項）

II 消費生活相談等の事務の実施、消費生活センターの設置等

- 都道府県・市町村による消費生活相談等の事務の実施（第8条～第9条）
 - ・都道府県による、市町村の消費生活相談等の事務の共同処理等に関する必要な調整事務を適切に実施できるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託
 - ・国及び国民生活センターは、研修等必要な援助を実施
 - ・秘密保持義務規定（国民生活センター役職員についても同様の規定。国セン法第9条）
- 消費生活センターの設置等（第10条～第11条）
 - ・消費生活センターの組織運営等について、内閣府令で定める基準を参考し条例整備
 - ・事業者に対する相談員資格試験に合格した者又はこれと同等以上の専門的な知識及び技術を有すると都道府県知事又は市町村長が認めた者から任用
 - ・都道府県は、都道府県の消費生活相談員の中から、指定消費生活相談員（市町村の消費生活相談に關し助言、協力、情報の提供その他の援助を行う）を指定

III 地方公共団体の長に対する情報の提供

- 消費生活上特に配慮を要する消費者に関する情報提供（第11条の2）
 - ・内閣総理大臣、国民生活センター及び地方公共団体が、他の地方公共団体に対し、消費生活上特に配慮を要する消費者に関する情報を提供

IV 消費者安全の確保のための協議会等

- 消費者安全確保地域協議会（第11条の3～第11条の6）
 - ・国及び地方公共団体の機関、病院、教育機関、消費生活協力団体又は消費生活協力員等により、消費者安全確保地域協議会を組織
 - ・協議会は、消費生活上特に配慮を要する消費者の見守り等必要な取組を行う
 - ・秘密保持義務規定
- 消費生活協力団体及び消費生活協力員（第11条の7及び第11条の8）
 - ・消費者の利益の擁護又は増進を図るための活動を行う民間の団体又は個人のうちから、消費生活協力団体及び消費生活協力員を委嘱
 - ・秘密保持義務規定

V 登録試験機関

- 登録の要件等（第10条の3第1項、第11条の9～第11条の12）
 - ・内閣総理大臣は、登録要件（適切な試験委員の配置等）に適合する法人から申請があつたときは、消費生活相談員資格試験に関する登録試験機関として登録しなければならない
- 登録試験機関に対する監督等（第11条の13～第11条の24）
 - ・試験業務規程の認可、試験委員の届出
 - ・財務諸表の備付け等、改善命令等、登録の取消し、報告・立入調査等

VI 附則

- 経過措置（附則第3条）
 - ・内閣府令で定める基準に適合する者（消費生活相談員の資格保有者）について、消費生活相談業務その他これに準ずる事務に從事した一定の経験を有する者は、消費生活相談員資格試験合格者とみなす
 - ・講習を修了した者は、施行後5年内に限り合格者とみなす
- 施行期日は、公布日から2年以内（附則第1条）
 - （指定消費生活相談員については、5年以内）

食品表示法の概要

平成25年6月
消費者庁

食品を摂取する際の安全性及び一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会を確保するため、
食品衛生法、JAS法及び健康増進法の食品の表示に関する規定を統合して
食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度を創設。

(現行、任意制度となつている栄養表示についても、義務化が可能な枠組みとする)

目的

【新制度】 消費者基本法の基本理念を踏まえて、表示義務付けの目的を統一・拡大

【現行】 食品を摂取する際の安全性
・一般消費者の自主的かつ合理的な
・食品選択の機会の確保

指示等

- 基本理念（3条）
 - ・食品表示の適正確保のための施策は、消費者基本法に基づく消費者政策の一環として、
消費者の権利（安全確保、選択の機会確保、必要な情報の提供）の尊重と消費者の
自立の支援を基本
 - ・食品の生産の現況等を踏まえ、小規模の食品関連事業者の事業活動に及ぼす影響等に
配慮
- 内閣総理大臣等に対する指示事項
- 指示等（6条・7条）

食品表示基準

- 内閣総理大臣は、食品を安全に摂取し、自主的かつ合理的に選択するため、
食品表示基準を策定
- ① 名称、アレルゲン、保存の方法、消費期限、原材料、添加物、栄養成分の量及び熱量、
原産地その他食品関連事業者等が表示すべき事項
- ② 前号に掲げる事項を表示する際に食品関連事業者等が遵守すべき事項
- 食品表示基準の策定・変更
～厚生労働大臣・農林水産大臣・財務大臣に協議／消費者委員会の意見聴取

食品表示基準の遵守

- 食品表示基準に従い、食品の表示をする義務
- 食品表示基準の遵守（5条）

罰則

- 行政機関による監視・検査
- 食品表示基準違反（安全性に関する表示、原産地、原料原産地表示の違反）、命令
違反等について罰則を規定

立入検査等

- 行政機関による監視・検査

違反調査のため必要がある場合

- 立入検査、報告徴収、書類等の提出命令、質問、収去

参考) 表示基準(府令レベル)の取り扱い

- 表示基準の整理・統合は、府令レベルで別途実施
(法律の一元化による表示義務の範囲の変更はない。)
- 【今後の検討課題】
 - 中食・外食(アレルギー表示)、インターネット販売の取扱い～当面、実態調査等を実施
 - 遺伝子組換え表示、添加物表示の取扱い～当面、国内外の表示ルールの調査等を実施
 - 加工食品の原料原産地表示の取扱い～当面、現行制度の下での拡充を図りつつ、表示ルールの調査等を実施
 - 上記課題のうち、準備が整つたものから、順次、新たな検討の場で検討を開始
- 食品表示の文字のポイント数の拡大の検討 等

